

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立いたしました。これより令和 6 年度第 1 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 9 番 高山委員さん、第 10 番 梅田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの行事日程につきまして報告を致します。

4 月 17 日 西多摩地方農業委員会連合会総会が瑞穂町役場で行われ加藤会長にご出席をいただきました。諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6 件を上程いたします。

それでは、整理番号 1 番について、担当委員の私から説明いたします。

委員

議席番号 1 番 加藤です。

整理番号 1 番について説明します。

4 月 18 日 本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は半分茶畑です。3 年前は背丈くらいの茶畑でしたが、その後少し抜いて小さな茶畑になっていました。その茶と茶の間にはネギ等が植えてありました。北側には、絹さや、ジャガイモ等が植えてありました。よろしくご審議おねがいします。

議長

説明は以上です。

次に整理番号 2 番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 4 番 八木です。

整理番号 2 番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番 3 つは一団の畑で自宅の裏です。畑の周りにはブルーベリー、柚子、柿が植わっていました。畑にはノラボウ、ネギ、エンドウ、大根が植えてあり、空いているところは、これから夏野菜を植える予定ということです。

地番は、自宅から離れた、車も通れないような幅 1 メートルくらいの道を入って行くような畑です。半分か栗と梅が植えてありまして、ほかはササゲを蒔いたとのことで、その後はサツマイモを植えるとのことです。栗の枯れた木が倒れていましたが、片付けるということでした。よろしくご審議をお願いします。

議長

説明は以上です。

次に整理番号 3 番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 5 番 久保田です。

整理番号 3 番について説明します。

説明の前に、地番の現況が違うようで、今は駐車場になっていると思いますので確認をお願いします。

本件につきましては、今年の 10 月 25 日の第 8 回の時に一度取り上げた案件です。税務署の通り登記上持分が設定されていて、審査は持分に従って今回 2 回目になりま

委員

す。その当時とは時期が異なりますので報告を致します。

4月18日 本人立会いの下、事務局3名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

申請地は4筆ありますが、上段地番2筆と下段地番2筆が、市道を挟みそれぞれ一団をなしています。

地番は一団の畑で、40本の梅で占められていまして、一角にネギ、玉ネギが栽培されていました。この一団を占める梅は、かなり老木化されていまして、所有者によれば50年ほど経って低下していくと言っておられました。枝の選定が課題であるとみられます。本人はこの状況を認識されておりまして近い将来伐根して木種を変更したい意向を伺っております。

地番この2筆は、ならの木、エンドウ、玉ネギが栽培されておりました。草刈りもされていて、近いうちにサツマイモ等を栽培する意向とのことでした。畑として管理されていると判断されると考えられます。よろしくご審議お願いします。

議長

説明は以上です。

次に整理番号4番について、吉野委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号4番について説明します。

4月15日 本人立会いの下、事務局3名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

現地はネギ、玉ネギ、ブロッコリー、イチゴ、ノラボウ等が栽培され、全体として

委員

問題なくきれいに管理されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

説明は以上です。

次に整理番号５番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号１０番 梅田です。

整理番号５番について説明します。

４月１５日 本人立会いの下、事務局３名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は新田山公園の東側で、畑の２／３はリンゴ、柿、桃が栽培されていました。下草はきれいに除草されていました。残り１／３はトラクターで耕耘され、その後カボチャ等を予定しているとのことです。植木が大きくなり道路にはみ出ているので剪定を指導いたしました。

地番は西多摩産業道路の南側にありまして、畑の周りに切り花用の水仙などが栽培され、果樹のキンカンが植えてありました。畑にはブロッコリー、玉ネギ、トウモロコシ、ジャガイモ、ニンニク、キャベツ、八つ頭、インゲン等、多彩に作られ、空いたところは耕耘され、その後サツマイモを予定しているとのことでした。畑として問題なく管理されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

説明は以上です。

次に整理番号６番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号２番 野村です。

整理番号６番について説明します。

委員

4月17日 本人立会いの下、事務局3名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は、梅が50本植えられていました。空いているところには、ネギ、ジャガイモ、イチゴが栽培されており、今後サツマイモを植える予定だそうです。畑として問題なく管理されていました。よろしくご審議お願いします。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人、耕作面積、特例適用を読み上げ》

事務局

農地所有者であった被相続人の さんが令和5年7月16日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、4月15に梅田委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、梅田委員さんの補足説明をお願いします。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号1番について説明します。

畑は紅葉の植木畑でした。出荷の後で下草30センチほどありましたが、近所の住人から枯葉が飛ぶとのことで冬草を刈らないという話でした。春に草を刈るとのことでした。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」4件を御説明申し上げます。議案の4ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地

事務局

域調和が乱されることがないことが求められます。

本案件についても、果樹を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、４月１７日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号２番

こちらは、譲渡人の さん から、譲受人の さんへの贈与でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第３条の許可を得るためには、“農地法第３条第２項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第３号 別紙２》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、４月１７日に宿谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

次に整理番号３番

こちらは、譲渡人の さん から、譲受人の さんへの贈与でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

事務局

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙3》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月17日に宿谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号4番

こちらは、譲渡人の さん、 さん から、譲受人の
さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、
譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙3》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、果樹、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、4月15日に影山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、高山委員さんの補足説明をお願いします。

委員

議席番号 9 番 高山です。

整理番号 1 番について説明します。

4 月 1 1 日 本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

地番の畑には桃の木が植えてあり農機具倉庫がありました。老朽化しているので倉庫を近々取り壊したいということでした。

地番は草地となっていて草刈りはしてありました。長手方向の両側には楓の木が植えてありまして、これは伐採していききたいとのことでした。2 カ所の畑とも柑橘系の果樹類を植えたいという話をしていました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号 2、3 番について、宿谷委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 宿谷です。

整理番号 2 番について説明します。

4 月 1 7 日 本人立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

地番はジャガイモが全面的に植えてありまして、しっかり管理されておりました。

整理番号 3 番について説明します。

地番は、一部竹林の根がありましたが、根を撤去後に野菜を植えるということでした。しっかり管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

次に整理番号 4 番について、影山委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員 影山です。

整理番号 4 番について説明します。

この畑は以前茶畑になっていましたが、きれいにならして野菜、果樹を植える予定ということでした。よろしくご審議をお願いします。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」4件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。（願出者・地番・面積を読み上げる）

議案第4号別紙2は航空写真となっております。現況写真ですが当該地が山林であるため、現況写真の提出はございません。

事務局

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の川口委員と行い、令和6年1月に加藤会長と町田土地部会長には現地の状況について説明しております。今回の非農地判断については、令和6年2月の総会で審議していただいた案件の追加の申請になっております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川口委員さんからの補足説明はございませんか。

委員

推進委員 川口です。

整理番号1番について説明します。

1月に現地調査を行いまして、今回ののは完全に山林化しているということです。よろしくご審議お願いします。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

議長

よって、議案第４号「農業委員会による非農地証明について」１件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」４件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の６～７ページ目を御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号１番を御説明いたします。

整理番号１番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第５号別紙１を御覧ください。

こちらは更新の申し込みとなり、設定する権利は賃貸借です。

契約期間は ２０２４年６月１日から２０２９年５月３１日までの５年間です。

事務局

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、川崎さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、ハーブ類を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、4月15日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第5号 別紙3》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

事務局

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

どちらも契約期間は2024年6月1日から2029年5月31日までの5年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましても、《議案第5号 別紙2》の調書の通り、各要件と照合した結果、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、こちら稲作を行う予定になっております。

現地調査につきましては、4月15日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号3番

《議案参照。読み上げ》

こちらも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第5号 別紙4》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

どちらも契約期間は2024年6月1日から2027年5月31日までの3年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましても、《議案第5号 別紙5》の調書の通り、各要件と照合した結果、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、こちら露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、1月17日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号4番

《議案参照。読み上げ》

事務局

こちらにも農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第5号 別紙6》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

どちらも契約期間は2024年6月1日から2034年5月31日までの10年間。

こちらについても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましても、《議案第5号 別紙7》の調書の通り、各要件と照合した結果、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、こちら露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、4月18日に加藤委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1、2番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1、2番について説明します。

さんは堪能で小さな体で一生懸命されています。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号3番について、町田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 1 2 番 町田です。

整理番号 3 番について説明します。

時期が遅れて再契約という形で、前回の畑も大根が蒔いてありましたが、今年も大根を作るそうです。空いたところには露地野菜、ネギを植えるということで、周りの方に迷惑をかけないような除草をしてくださいと話をしました。よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号 4 番について、担当委員の私から説明いたします。

委員

議席番号 1 番 加藤です。

整理番号 4 番について説明します。

この場所は耕作をしていなくて、土地改良、緑肥等を入れて土地を作ってから作物を作りたいと言っていました。 さんも広くやっています、ここで上手く回転しながら作物が作れると喜んでいました。1 年間かけて土地を作っていくとのことです。よろしくご審議お願いします。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

挙手 1 3 名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」4 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程５の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」は、３件で１ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、１件で２ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第５条第１項第６号の規定による届出 について」ですが、１６件で３～６ページに記載されたとおりです。

その他事務処理に関しては、「農地の転用事実に関する照会に対する回答」ですが２件で７ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後３時１０分から開会いたします。